

### 法人税率を25%に引下げか？(オランダ)

オランダ財務省は、2007年度の税制改正案を承認したと発表した。2007年1月1日付けで適用される減税案には以下が含まれる。

- 1) 現行法人税率29.6%を、25%に引下げる。(ただし、この点についてはオランダ当局も日本のタックスヘイブン税制の影響を十分に認識しているとされ、その適用を受けないための措置が講じられる可能性があるとも言われている。)
- 2) 国内配当源泉税率を、現行の25%から15%に引下げる。(ただし、既に租税条約において15%の税率が適用されている加盟国もある。)
- 3) グループ間取引における使用料制度、およびグループ間利子課税制度を導入する。これに基づき、グループ間取引における使用料(グループ間の取引の差額)には、法人税の軽減税率である15%の税率で課税する。また、グループ間の利子のバランスに対しては5%の法人税を課す。

上記改正については政党間の合意に達しているものの、最終的な国会審議において変更の可能性があると留意したい。法律案は夏前に提出されると見込まれている。

Source: PwC Netherlands Newsalert

### 減税額の9割は個人所得税減税に(カナダ)

カナダ連邦政府は、今後2年間で260億カナダドル(2兆6千億円)相当の減税となる税制改正案を含む予算案を発表した。政府予算は、今後2年間において初年度は360億ドル、次年度は440億ドルの黒字を見込んでいる。これにより毎年30億ドルの債務削減を計画しており、2007/8年には連邦赤字をGDPの31.7%にまで削減する見込みである。

今回改正は、物品サービス税率の引下げ、個人所得税基本控除額の引き上げ、雇用税額控除の創設など、減税効果の9割が個人所得税関連の減税措置となっている。税制改正の概要は以下の通り。

#### (1)法人税関連

- ・ 現行4%の法人税 Surtax を撤廃し、2008年1月1日より適用する。大企業、中小企業すべての surtax を廃止する。
- ・ 法人税: 法人税(general corporate and M&P rate)を2006/7年度の22.12%から20.5%に引下げ、2008年1月1日より適用する。さらに、2010年までに段階的に引下げて19%とする。小規模法人税に対する税率を、現行の12%から2008年1月1日以降は、11.5%に、2009年1月1日以降は、11%に引下げるとともに、課税対象利益の最低課税対象額を、現行の30万ドルから40万ドルに上げる。
- ・ 大規模法人税: 2006年1月レベルでは、0.125%の大規模法人税を撤廃し、2006年1月1日より遡及適用する。
- ・ 欠損金および投資税額控除の繰越: 2005年事業年度において、事業上の欠損金、科学試験研究開発費などに対する税額控除、鉱山掘削のための税額控除などの繰越期間を10年から20年に延長する。

#### (2)物品サービス税(GST): 2006年7月1日付で、7%から6%に引下げる。

GSTを引下げる代わりにタバコ税(tobacco excise duty)および酒税の引上げを実施する。例えば、タバコ課税はパッケージ時点あるいは輸入時点で課税されるが、2006年6月30日時点でのタバコ製品の棚卸資産にも新たに棚卸税を課する。

#### (3)個人所得税関連

- ・ 税率: 最低課税レベルに対する税率は現在16%であるが、これを遡及的に2005年1月1日以降開始事

業年度(2005年度)分につき15%に引下げる。ただし、2006年度の税率は15.25%、2007年度は15.5%とする。また、累進課税の各課税枠について課税標準額の引上げを行う。

- ・ 基本的人的控除:基本控除、および妻および同等の者、あるいは完全に扶養されている親戚に対する控除額を2005年から2009年までに段階的に引上げる。例えば、2005年の基礎控除額は、8,648カナダドル(約86万円)であるが、2009年には最低10,000カナダドル(約100万円)まで引上げる。さらに、2007年および2009年には景気指標を反映させる。
- ・ 雇用税額控除:2006年7月1日以降、雇用所得が、250カナダドル(2007年以降は1000ドル)に最低税率を乗じた額のいずれか低い額を控除する。

上記以外に、年金所得税額控除を1000ドルから2000ドルに引上げる、5歳以下の子供がいる家庭に、子供それぞれに年間1200カナダドルを支給する、高等教育(post secondary)を受けている学生に月々65カナダドルの税額控除、15歳以下の子供に対してスポーツクラブなどの参加につき、一人毎に最大500カナダドルの税額控除などの措置がある。

Source: PwC Tax News Network

### 大幅な個人所得税を中心とする税制改正案(オーストラリア)

政府は、以下の税制改正案を含む予算案を発表した。政府予算は、2005/6年度は、148億豪ドル(約1兆2千億円)、2006/7年度には、108億豪ドルの黒字(cash surplus)でGDPの3.25%の成長を見込んでいる。これを反映し、政府は昨年未だに2009/10年度までの4年間における217億豪ドル相当の減税案を打ち出したが、今回さらに追加で360億豪ドルに上る個人所得税の減税措置を発表した。

#### 1)個人所得税:

- ・ 所得税:累進課税で課税標準枠は14段階に分かれているが、最低課税対象額35,000豪ドル(約300万円)に対する納税額を2006年度に5,850豪ドル(約50万円)とし、現行より510豪ドル(約43000円)引下げる。各段階毎に減税し、最高課税対象枠50万豪ドル(約4200万円)に対する納税額を205,350豪ドル(約1750万円)として現行より13,200豪ドル(約112万円)引下げ、納税者の8割の最大税率を30%以下に抑える。これは、同国の個人所得税が他国に比較して高率であるとする政府の調査結果を反映した改正となっている。
- ・ 家族支援措置:2005年度で、12歳以下の子供のいる家庭は、一人につき年間4,201豪ドル(約35万円)をFamily Tax Benefitとして受取るが、この恩典は所得が33,361豪ドル(約280万円)までの家族に限定されていた。これを、上限を40,000豪ドル(約340万円)に引上げ、さらに1人につき1,445豪ドルを上乗せする。また、現行子供が4人以上に支給される大家族補助を2006年7月1日付けで、3人以上の子供のいる家庭に支給することとし、2006/7年度には、12歳以下の子供につき1,934豪ドルを追加支給する。

#### 2)法人税関連

- ・ 工場および設備に関する加速度減価償却:資産の経済的価値の減損により近い形の減価償却額を行うことでより効率のよい投資を促進することを狙い加速度減価償却を認める。2006年5月10日以降取得する資産(新品あるいは中古)について減価償却額が現行に比較し33%程度増加する。
- ・ その他、外国からの受取り配当の制度整備(特にnon-portfolio dividendsが適切に課税されるための整備)や、試験研究費制度の明確化等があげられている。また、今回の予算案では、オーストラリアの年金制度(Superannuation)の簡素化を主眼とする大幅な改革案も発表し、コメントを募集後、2007年7月1日より改正する予定である。

Source: PwC Australia Tax Talk

### 租税回避をめぐる監視強化(韓国)

韓国国税庁は、積極的な節税スキーム (aggressive tax planning arrangements-ATP) に対する調査と対応を一層強化すると発表した。国税庁は、ATP を巡るデータベースの構築および ATP を規制する法的枠組みを導入する予定で、タスクフォースによるデータ収集、各国税務当局との情報交換、および OECD とも協力し、ATP を防止する計画である。この発表にあわせて、国税庁は、税負担を最小化するような以下の項目において更正を行ったとして発表している。

- ・ 金融デリバティブ取引: 外国銀行の韓国支店が、タックスヘイブンにあるペーパーカンパニーから為替レートに連動した償還国債を購入し、為替相場の変動を利用し作為的に販売期間や取引額を調整し節税を図ったケース。
- ・ オフショアファンドを経由した株取引: 韓国ベンチャーキャピタル (VC) の CEO が、キャピタルゲインが非課税であるラブアンにオフショアファンドを設立し、この VC が海外で発行する転換社債を市場価格より安価で購入し、資金を香港の韓国銀行の支店から借入れて保証したが、当該 CEO の全決済・決定が韓国で行われたケース。
- ・ 金融商品を利用した欠損金 (Net Operation Loss) の利用: NOL を有する銀行が、海外で発行の償還可能な優先株式を利用したスキームで売却益と NOL を相殺したケース。当時の当局のルーリングに準じていたが、当局が想定していなかったスキームであり当局がルーリングを改定したケース。
- ・ 日本の円スワップを利用した所得税の回避: 円スワップは、日本円で預金レシオで引出しができる金融商品の一つである。外国為替による利益は非課税であるが、銀行預金と為替予約契約の組み合わせは課税対象であるが、外為利益として非課税としていたケース。

Source: PwC Korea Samil Commentary

### 管理地の移転に伴う課税(ポルトガル)

ポルトガルの 2006 年税制改正により、ポルトガル企業の実質管理地 (seat or place of effective management) を海外に移転する場合、資産の簿価と市場価格の差額相当額である譲渡損益が課税対象になる (exit tax)。また、恒久的施設 (PE) を閉鎖したり、ポルトガルに所在する資産を海外に移転する場合も、同様に資産の譲渡損益は課税対象となる。しかし、当該負債および資産が、ポルトガル国内に継続して残り、ポルトガル PE の利益に寄与する場合は、課税対象とならない。そのような場合には、当該企業の移転前の課税対象期間に関連する欠損は、資産を引き受ける PE によって損金算入することができる。一方海外に管理地を移転するポルトガル企業の株主については、企業の純資産 (移転時の市場価格と出資の取得価格の差額) が課税対象となる。

ただし、この規則は欧州株式会社 (European Company –SE) あるいは European Cooperative Society (SEC) については適用されない。これら新規則は、EU 合併指令の 2005 年改正に併せて導入されたものである。

Source: PwC EU Tax News

本ニュースは、各国の税制改正の動向をお知らせする目的で、各国のプライスウォーターハウスクーパーズが作成する速報ニュースや各国省庁等のホームページ掲載の情報等を抜粋してお伝えしています。制改正案の段階の情報が多いため、最終的な法制度につきましては、専門家にご確認ください。よろしくお願いいたします。